

平成21年度調査審議事項の概要(医療・福祉・労働部会)

町家の空家を活用した旅館営業に係る玄関帳場等の構造設備基準の緩和(厚生労働省)

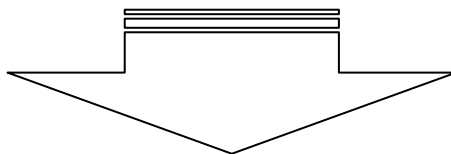
提案者:兵庫県、豊岡市、NPO法人但馬國出石観光協会他(兵庫県)

○制度の現状

旅館営業の施設は、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有することとされている。

○提案者の要望

町家の空家を活用した旅館営業の場合、同一区域内の別敷地の事務所で、事業者が宿泊者全員との面接を行うことを条件に、当該事務所を玄関帳場に類する設備に当たるものとみなすことを可能にする。



○規制所管省庁のスタンス

玄関帳場は、宿泊者の出入りの際に従業員と面接を行うことで、不健全な営業形態の排除や宿泊者の安全を確保することを趣旨として設けられているものである。

提案のように、同一区域内の営業施設の玄関帳場として別敷地にある事務所を使用する場合には、宿泊者が施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して玄関帳場が設置されていない施設ができることになる。これにより、宿泊者の確認が不十分となり、健全な営業形態の確保、宿泊者の安全や治安維持の観点から問題があることから、提案のような玄関帳場による営業形態は認められない。

厚生労働省 特区14次提案 最終回答

| | | | | |
|---------------|---|----------|---------|--|
| 管理コード | 090440 | プロジェクト名 | | |
| 要望事項 (事項名) | 町家の空家を活用して旅館業を営む場合の玄関帳場要件緩和 | 都道府県 | 兵庫県 | |
| | | 提案事項管理番号 | 1070010 | |
| 提案主体名 | 兵庫県、豊岡市、NPO 法人但馬國出石観光協会、(株)出石まちづくり公社、出石町商工会、(株)川嶋建設 | | | |

| | |
|-------------|---|
| 制度の所管・関係府省庁 | 厚生労働省 |
| 該当法令等 | 旅館業法第3条 旅館業法施行令第1条 平成12年12月15日付生衛発第1811号生活衛生局長通知の別添3「旅館業における衛生等管理要領」のⅡの第2の3 |
| 制度の現状 | 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること。 |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | 歴史的な町並み保全や都市部との交流促進による地域の活性化を図るため、重要伝統的建造物群保存地区及びその隣接地区で歴史的な町並みを一体的に形成している区域において、町家の空家を活用して旅館業を営む場合、同一区域内の別敷地の事務所で、事業者が宿泊者全員との面接を行うことを条件に、当該事務所を玄関帳場に類する設備に当たるものとみなす。 |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>(提案内容)</p> <p>事業を想定している豊岡市出石(いずし)地区は江戸時代の城下町の街路構成がよく継承された城下町で、但馬(たじま)の小京都とも呼ばれ多くの観光客が訪れる地域である。この歴史的な町並み保全や都市部との交流促進による地域の活性化を図るため、重要伝統的建造物群保存地区及びその隣接地区で歴史的な町並みを一体的に形成している区域において、町家の空家を活用して旅館業を営む場合、同一区域内の別敷地の事務所で、事業者が宿泊者全員との面接を行うことを条件に、当該事務所を玄関帳場に類する設備に当たるものとみなす。</p> <p>※重要伝統的建造物群保存地区及びその隣接地区で歴史的な町並みを一体的に形成している区域(別紙参考資料参照)</p> <p>※町家 用途:町中にある家・商家、建築年代:江戸時代から概ね終戦前まで、工法:伝統的工法である木造軸工法</p> <p>(提案理由)</p> <p>出石は城跡を中心として町家等が古い町並みを形成しているが、なかには空家となっている町家も点在している。その多くは利用されることもなく、維持していくことに苦慮されている状況であり、このまま放置すれば、出石の町並み維持に大きな影響が生じ、ひいては地域の衰退につながる。</p> <p>このため、空家を旅館業法に基づく旅館ないし簡易宿所として運営し、都市部を中心とした観光客等に提供することで、出石の町並み保全、都市部との交流促進を図り、地域の活性化につなげる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| | | | | |
|--|-------|---|-------|-----|
| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | Ⅱ、Ⅳ |
| 玄関帳場は、宿泊客が従業員と面接せず利用できるなど不健全な営業形態の旅館を排除することを趣旨に設けられている | | | | |

ものであり、健全な営業形態を確保する観点から踏まえると、営業施設に付随しない玄関帳場は認められない。

また、1か所の玄関帳場を点在する複数の営業施設の玄関帳場として使用する場合には、結果的に、玄関帳場が営業施設の入口、又は宿泊者が施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して設置されていない施設ができることから、玄関帳場を設ける趣旨を踏まえると、そのような玄関帳場の使用は認められない。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| 再検討要請 | |
|---|---------------------------------|
| <p>① 旅館業法施行令第1条第2項第4号によれば、「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。」とのみ定められている一方、旅館業法に係る事務が自治事務であることにかんがみれば、玄関帳場の設置の在り方については、一義的には、旅館営業の許可の際の都道府県知事の裁量の範囲内に属する事項と考えるが、如何。</p> <p>② また、仮に①のとおりでないとしても、旅館業法施行令第2条によれば、「季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別な事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるもの」については、構造設備の基準の特例を定めうることとされているが、本件提案のような地域活性化に資する事案については、当該「特別な事情」に該当すると認めてもよいのではないか。</p> <p>③ さらに、コテージのような形態の旅館（例えば、ログハウス群で構成され、そのうち一棟に鍵を保管するオーナーがおり、他の数棟は客室となっているもの（一の客室を不特定多数で共用しなければ、ログハウス群全体として簡易宿泊所に該当しないものと思料））では、提案内容のような形態の玄関帳場（コテージの例でいえば、オーナーのいる棟が該当）が広く認められているように解するが、如何。その際、貴省回答の第2段落は、出石地区の町屋に係る区域が、区画されていない街中にあることを問題視したものなのか。</p> <p>④ あわせて右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p> | |
| 提案主体からの意見 | |
| <p>当提案の場合、宿泊する施設には常時鍵がかかっており、宿泊者は利用するためには、解錠するため、別敷地ではあるものの事務所を必ず訪問する必要がある、従業員はかならず宿泊者と面接を行う。さらに、単に事務所で鍵を渡すのではなく、事務所に訪れた宿泊者を従業員が宿泊施設まで案内して解錠することを条件として、当該事務所を玄関帳場として認めていただきたい。</p> <p>複数施設の点については、現在のところ宿泊施設は1箇所のみと考えているが、将来的に複数の宿泊施設を運営することとなっても、上記の通り宿泊者はかならず事務所（帳場）を訪れる形態であり、宿泊者が必ず通過する通路に面して玄関帳場が存在することとなる。</p> | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し II、IV |
| <p>①について</p> <p>玄関帳場は、不健全な営業の排除等の観点から構造設備基準として政令に定められたものであり、その制定経緯を踏まえれば、施設を利用しようとする者が、当該施設を利用する場合に、必ず通過する場所に設けるものでなければならず、これについては都道府県知事の裁量の範囲を超えるものとする。</p> <p>②について</p> <p>施行令第2条による特例規定は、一定の期間のみ宿泊施設として利用され、それ以外の時期や期間は宿泊施設として利用しないような施設については、簡易宿所のような小規模の施設が想定されることから、玄関帳場について特例を認めたものである。</p> <p>ご指摘のように、地域活性化に資するとの理由で玄関帳場について特例を認めることは困難であるとする。</p> <p>③について</p> <p>ご指摘のような形態の施設については、区域内に入る場合、必ず通過しなければならない場所に玄関帳場が設けられていると考えている。</p> | |

④について

①で述べたように、玄関帳場は施設を利用しようとする者が、当該施設を利用する場合に、必ず通過する場所に設けるものでなければならない。鍵の受け渡しという場面だけ通る場所では、解錠後は事務所を訪れることなく宿泊施設に入れるため、利用者の安全や治安維持の観点からも問題があり、玄関帳場として認めることは困難であるとする。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

| | | | |
|---|--|---|--------------------|
| 再々検討要請 | <p>不健全な営業の排除等の法の趣旨を踏まえれば、玄関帳場という施設の構造を有していなくても、一定の要件を課する等により実質的にその役割を果たすことができれば、許容する余地はないのか。また、簡易宿所については現行政令上玄関帳場が施設要件とはなっておらず、機能に着目して柔軟な運用を行うことが可能ではないのか。本件については基本的に自治事務と整理されていることも踏まえて回答されたい。</p> <p>あわせて右の提案主体からの再意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p> | | |
| 提案主体からの再意見 | <p>1 前提として、本件が自治事務であること及び貴省回答①②から、政令を規制根拠とするホテル・旅館とそうではない簡易宿所を分けて回答いただきたい。</p> <p>2 政令については、利用者と面接を行わずに施設を利用させるモーテル等の不健全な営業形態を規制する目的であったと認識しており、当提案が目指すのは町家という地域財産を活かしたまちの活性化であり、政令の制定経緯・趣旨をふまえても要件を満たしている。</p> <p>3 貴省回答②の特例施設には「農林漁業体験民宿」も含まれ、『重伝建地区』において空き家となっている町家を活用することによって貴重な街並みの保存並びに地域の活性化につながる本件提案は、農家民宿に続くモデルとして特例施設の対象にもなり得るものではないか。</p> | | |
| 再々検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の再見直し | C | 「措置の内容」の再見直し II、IV |
| <p>【ホテル・旅館について】</p> <p>旅館業法施行令の一部を改正する政令等の施行について(昭和45年環衛第101号)の「施設を利用しようとする者が、当該施設を利用しようとする場合に、必ず通過する場所に面して設けられていること。」とは、利用者が宿泊施設に入る際には常に通過する場所との意味である。これについては政令に定める玄関帳場についての解釈を示したものであり、都道府県知事の裁量の範囲ではないと考える。</p> <p>したがって、面談・鍵の受け渡しという場面だけ通る場所では、解錠後は事務所を訪れることなく宿泊施設に入れるため不十分であり、玄関帳場として認めることは困難であるとする。</p> <p>【簡易宿所について】</p> <p>簡易宿所についてはご指摘のとおり現行政令上玄関帳場が施設要件となっていないが、これは、簡易宿所は小規模な施設であり、玄関帳場という構造を設けなくても利用者の確認が容易であることから、政令上玄関帳場が施設要件となっていないものである。</p> <p>平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知の別添3「旅館業における衛生等管理要領」のⅡの第2の3において、「適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること。」と定めていることから明らかであるが、簡易宿所だからといって利用者の確認をしなくて良いというわけではない。</p> <p>ご提案のような営業形態では利用者の確認が不十分であり、利用者の安全や治安維持の観点から問題があり、玄関帳場の果たす役割を踏まえると、簡易宿所としても適当ではないと考える。</p> <p>【特例施設の対象について】</p> <p>ご指摘の農林漁業体験民宿業を営む施設については、農林漁業者が簡易宿所として農林漁業体験民宿を営む場合のみ客室の延床面積の基準を適用しないものであり、玄関帳場の設置について特例を認めたものではない。</p> <p>したがって、ご提案のような営業形態においても玄関帳場の設置について特例を認めることは困難であるとする。</p> | | | |

○旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）（抄）

第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第九条の二を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基く処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

二 第八条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過していない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3～6 （略）

○旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）（抄）

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の数は、十室以上であること。

二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。

イ 一客室の床面積は、九平方メートル以上であること。

ロ 寝具は、洋式のものであること。

ハ 出入口及び窓は、かぎをかけることができるものであること。

ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。

三 和式の構造設備による客室は、第二項第二号に該当するものであること。

四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。

七 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

八 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。

九 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。

十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備を有すること。

- 十一 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の数は、五室以上であること。
 - 二 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ七平方メートル以上であること。
 - 三 洋式の構造設備による客室は、前項第二号に該当するものであること。
 - 四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
 - 五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 六 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
 - 七 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 八 適当な数の便所を有すること。
 - 九 当該施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンス若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことをさえぎることができる設備を有すること。
 - 十 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル以上であること。
 - 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
 - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 六 適当な数の便所を有すること。
 - 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 4 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 四 適当な数の便所を有すること。
 - 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(構造設備の基準の特例)

第二条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項から第三項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

○旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）（抄）

第五条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第二条 に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項 に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

| | |
|--------------------|---|
| 前項第一号から第三号までに掲げる施設 | 令第一条第一項第一号、第二号イ、第三号及び第四号、第二項第一号、第二号、第三号（床面積に関する部分に限る。）及び第四号並びに第三項第一号の基準 |
| 前項第四号に掲げる施設 | 令第一条第三項第一号の基準 |

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によつて令第一条第一項第六号、第八号及び第九号、第二項第六号並びに第三項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。